

第15回 法廷だより

2015年10月13日、第15回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

今回は、約30年間、反原発運動に携わってきた壮瞥町の原告、上野白湖（あきこ）さんが意見陳述しました。

肌寒い雨天ながら
傍聴席は満員

2015年10月13日午後3時30分より札幌地裁で、第15



回口頭弁論期日が開かれました。断続的に雨が降る肌寒い日でしたが、傍聴席は（抽選はなかったものの）満席となりました。

今回の期日でも、原告側から準備書面1通が陳述されました。この準備書面は、弁護団の内山成樹弁護士を中心に作成した、地震動の想定方法について主張するものであり、これまでの主張を敷衍してこの論点について総括的に主張するものでした。また、地震動に関する書籍や論文などの証拠も提出しました。これに対して被告は、反論予定だが、次

回までに提出できるかはわからないとのことでした。

内山弁護士による 準備書面の要旨の説明

次に、原告側弁護団の内山成樹弁護士が、地震動について主張した今回の準備書面の要旨を口頭で説明しました。

その内容は、(1)地震の科学には複雑系ゆえの限界があること、(2)電力会社などの断層モデルを用いた手法はモデルを極めて単純化、簡略化していること、(3)断層モデルを用いた手法には限界があり、既往地震の地震動の再現も十分にできないこと、(4)断層運動には予測できないことが起こりうること、(5)地下での地震動増幅の有無や程度も現代科学では予測できないこと、(6)要するに地震現象は極めて複雑で、われわれの科学では詳細な想定など不可能であるのに、原発を運転しようとすることは無謀であること、といったものでした。

原告意見陳述

続いて、原告団から、上野白湖さんが意見陳述を行いました。上野さんは泊原発から

60kmの距離にある壮瞥町に住み、反原発運動を30年近く続けてきたことを踏まえて、原発が命の問題であることを、5つのポイントにまとめて述べました。（意見陳述の内容は2ページ）

今後の予定ほか

今回、被告からの反論の予定が見通せないことについて、傍聴された方の中から疑問の声も上がっていました。他の訴訟での様子から考えると、被告電力会社側は、原子力規制委員会での承認を得られるのを待って反論を活発化させるのではないかと推測されます。これは、規制委員会のお墨付きも裁判所に影響を与えらると思われるためです。原告側としても、裁判所が（判決理由に直接は書けなくとも）無視できないような世論を作っていくことが運動目標になり得ると思います。

次回期日は、平成28年2月16日（火）午後3時30分からです。次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきたいでしょう。

（文責・竹信航介）